

広島市東部地区連続立体交差事業の事業計画の変更について

1 要旨・目的

近年の急激な建設資材や人件費の高騰など社会経済情勢の変化を踏まえ、広島市東部地区連続立体交差事業におけるⅡ期区間（海田市駅周辺）についての事業費や工程等の精査が完了したので、全体事業費及び工事期間等の変更について報告する。

2 現状・背景

本事業は、令和元年10月に事業認可を取得し、令和2年6月に県・広島市及びJR西日本の3者で締結した工事協定に基づき、Ⅰ期区間（向洋駅周辺）の鉄道工事を進めており、令和15年春頃の鉄道高架の供用を目指し、本年3月に鉄道高架工事に着手した。

なお、本事業のⅠ期区間（向洋駅周辺）の事業費及び工事期間の変更については、昨年6月に公表している。

3 概要

(1) 対象者（事業者）

都市計画事業者：県・広島市、鉄道事業者：JR西日本

(2) 事業計画の変更概要

区間：JR山陽本線（安芸郡海田町成本～安芸郡府中町鹿籠一丁目）

JR呉線（安芸郡海田町南大正町～安芸郡海田町新町（海田市駅））

高架化延長：約5.1km（JR山陽本線約3.9km、JR呉線約1.2km）

除却踏切：JR山陽本線（12箇所）、JR呉線（4箇所）

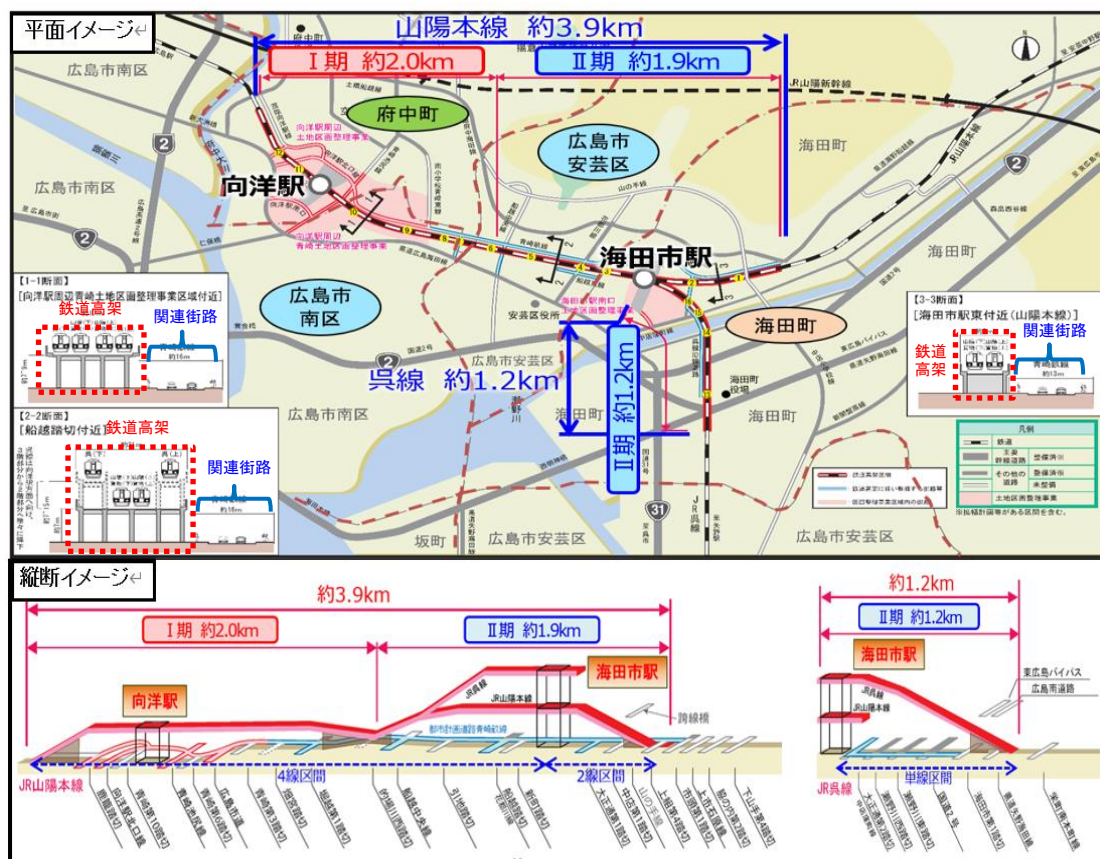
事業費：【現行】約915億円（関連街路整備費含む、うち県域 約545億円）

【変更見込】約1,685億円（関連街路整備費含む、うち県域 約994億円）

工事期間：【現行】令和2年度～令和20年度

【変更見込】令和2年度～令和30年度

関連事業：都市計画道路 7路線



ア 事業費の変更について

急激な建設資材や人件費の高騰、詳細設計に伴う構造変更等により、全体事業費を約 915 億円から約 1,685 億円に増額する。

	全体事業費	県 域	市 域
現 行	約915億円	約545億円	約370億円
変更見込み	約1,685億円	約994億円	約691億円
増 額	±約770億円	+約449億円	+約321億円

●事業費の変更理由

〈鉄道施設(約 672 億円)〉

- ・建設資材の高騰や労務賃金の上昇による増額：約 515 億円
- ・週休二日制工事に伴う労務費の割増など積算基準の改定による増額：約 84 億円
- ・構造寸法の見直しなど詳細設計の精緻化に伴う増額：約 105 億円
- ・発生バラストの盛土材への転用、杭径・杭長の精査などによるコスト縮減：▲約 32 億円

〈道路施設(約 81 億円)〉

- ・建設資材の高騰や労務賃金の上昇による増額：約 7 億円
- ・生活道路等の構造見直しなどによる増額：約 13 億円
- ・工事用進入路等の借地の追加による増額：約 7 億円
- ・地下埋設物等の支障移転の追加による増額：約 24 億円
- ・家屋調査や井戸調査等の追加による増額：約 30 億円

〈関連街路(約 17 億円)〉

- ・建設資材の高騰や労務賃金の上昇による増額：約 17 億円

イ 工事期間の変更について

I 期区間の工事期間を延伸(3 年)したことに加え、II 期区間の工事着手時期を見直したこと、鉄道工事の工程を精査したことなどにより、完成時期を令和 20 年度から令和 30 年度に 10 年延伸する。

	工事期間	I 期(高架の供用開始)	II 期(鉄道工事着手時期)	II 期(高架の供用開始)
現 行	令和 2 年度～令和 20 年度	令和 12 年春頃	令和 9 年度頃	令和 18 年度頃
変更見込み	令和 2 年度～令和 30 年度	令和 15 年春頃	令和 14 年度頃 ※	令和 28 年度頃

※鉄道工事を切れ目なく実施できるよう、引き続き、II 期区間の支障物移転や近隣建物の事前調査等の事務を進め、令和 12 年度からは仮線路の敷設に向けた準備工事を行う予定

●工事期間の変更理由

- ・I 期区間工事におけるコロナ禍の影響による用地取得や地下埋設物の支障移転の遅れ等：約 3 年
- ・詳細設計及び施工計画の精緻化による工程の見直し：約 2 年
- ・担い手確保の取組みや現場労働環境の変化に伴う作業歩掛の改正など社会情勢の変化等：約 5 年

(3) 変更内容を踏まえた費用便益分析

本事業の費用便益比を改めて算定した結果、費用便益比は 1.2 となった。

	現行(基準年:令和元年度)	変更見込み(基準年:令和 8 年度)
供用年(I 期/II 期)	令和 13 年度/令和 20 年度	令和 16 年度/令和 30 年度
費用現在価値(C)	688 億円	1,364 億円
便益現在価値(B)	813 億円	1,668 億円
費用便益比(B/C)	1.2	1.2

「費用便益分析マニュアル(連続立体交差事業編)」に基づき算出

4 今後の対応

事業認可に向けて、整理した事業費及び工事期間等について国と協議を行い、公共事業評価監視委員会に諮った上で手続きを進める。

県・広島市及び JR 西日本の 3 者で締結した I 期区間における工事協定については、事業認可取得後に債務予算に係る議決を経て変更を行う。なお、II 期区間の工事協定については鉄道工事の着手時期を令和 14 年度頃に変更したことから、着手前となる令和 13 年度頃の締結に向け、国や町等の関係機関との調整を続ける。

引き続き、事業費を極力抑えるため、広島市及び JR 西日本と連携してコスト削減策を講じるとともに、可能な限りの早期完成に向けて取り組む。